

(広報資料)

令和4年9月28日
京都市都市計画局
〔担当：都市景観部景観政策課〕
〔電話：075-222-3397〕

第26期第1回京都市開発審査会の開催について

京都市では、都市計画法の規定に基づき、開発許可処分等に関する審査請求に対する裁決や、市街化調整区域内における開発行為及び建築行為（ただし、同法の規定により本審査会の権限に属された事項に限ります。）の審査を行うため、「京都市開発審査会」を設置しています。

この度、第26期第1回京都市開発審査会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

- 1 開催日時
令和4年10月3日（月）午前10時～正午（終了時刻は予定）
- 2 開催場所
京都市役所 分庁舎2階 都市計画局第3、4会議室（別紙参照）
※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委員はオンラインでの参加となります。
- 3 議題
(1) 第26期京都市開発審査会の会長の選出について
(2) 市街化調整区域における体育館の増築について（付議案件）
- 4 公開・非公開の別
(1) 公開
(2) 非公開（京都市情報公開条例第7条第1項第4号に該当）
- 5 委員
裏面のとおり

6 傍聴

(1) 傍聴定員 5人

(報道機関の方には、別に座席を設けます。)

(2) 傍聴の受付方法

傍聴の受付は、当日の午前9時30分から午前9時45分まで、会場受付で行います。

傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

当日の審議中、審議会が公開すべきでないと判断した場合は、非公開となります。

※ 新型コロナウイルス感染症対策として、マスクを着用するなど咳エチケット等を心がけていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は傍聴を御遠慮いただきますようお願いいたします。

(参考)

■京都市開発審査会について

本審査会は、都市計画法の規定に基づき、開発許可処分等に関する審査請求に対する裁決や、市街化調整区域内における開発行為及び建築行為（ただし、同法の規定により本審査会の権限に属された事項に限ります。）の審査を行う審査会です。本審査会は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有する7人の委員で構成されています。

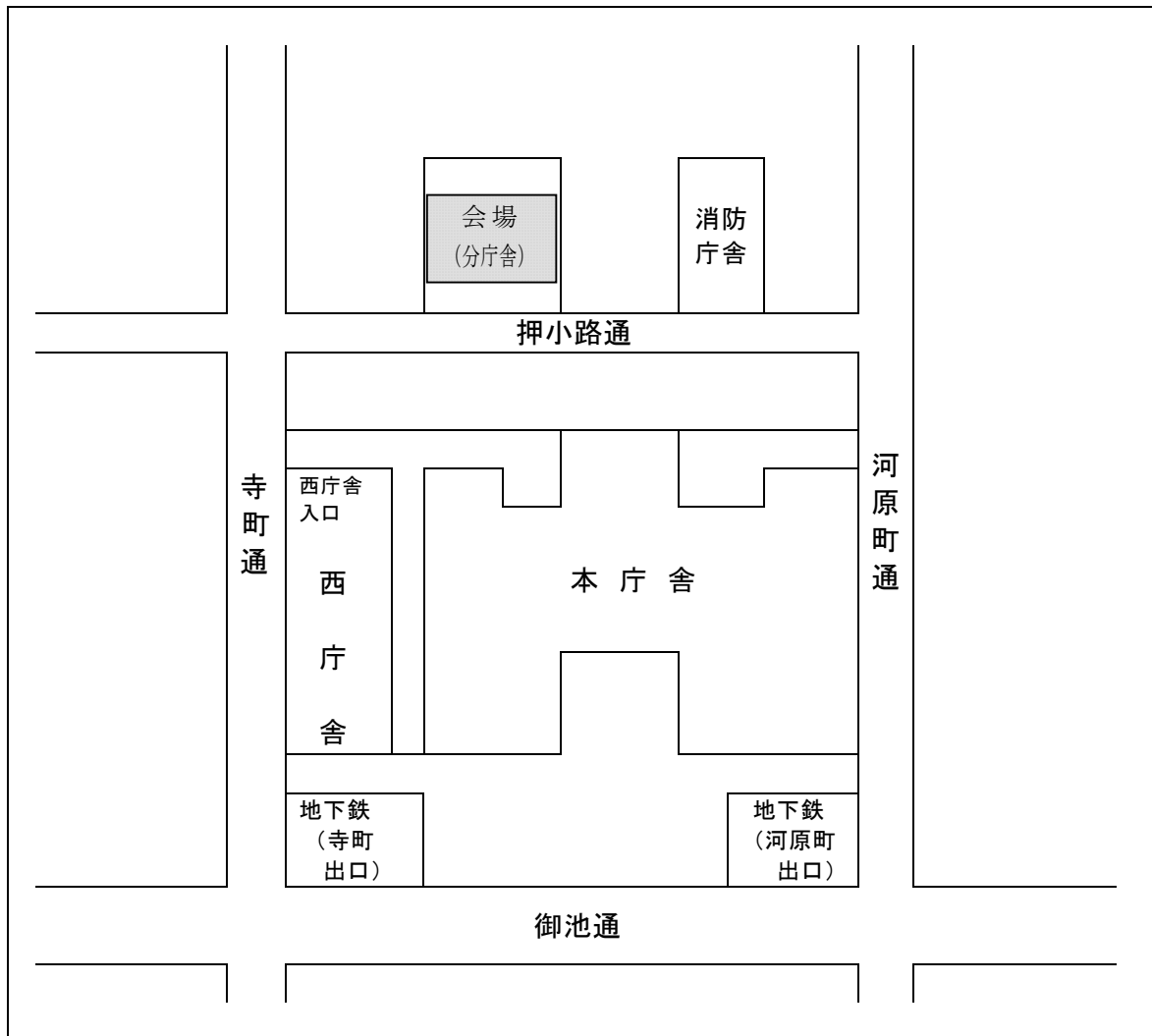
第26期京都市開発審査会委員名簿

(敬称略)

選任分野	氏名	現役職名
法律	須藤 陽子 <small>すとう ようこ</small>	立命館大学法学部法学科教授
経済（農業）	鈴木 綾 <small>すずき あや</small>	京都市農業協同組合理事
経済（産業）	奥田 以在 <small>おくだ いあり</small>	同志社大学経済学部准教授
都市計画	松島 格也 <small>まつしま かくや</small>	京都大学大学院工学研究科准教授
建築	西野 佐弥香 <small>にし の きや か</small>	京都大学大学院工学研究科准教授
公衆衛生	武田 貞子 <small>たけだ ていこ</small>	康生会クリニック院長
行政	岩井 英人 <small>いわい ひでと</small>	公益財団法人京都市健康づくり協会理事長

(任期：令和4年7月～令和6年6月)

第26期第1回京都市開発審査会の会場について



(会場)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所 分庁舎 2階 都市計画局第3、4会議室

(交通案内)

- ・市バス「京都市役所前」下車
- ・地下鉄東西線「京都市役所前」下車